

不正受給の罰則強化

生活保護改正案を閣議決定

政府は17日の閣議で、不正受給対策を強化する生活保護法改正案と、生活困窮者向けの自立支援法案を決定した。生活保護法の本格的な改正は、1950年の施行後初めてとなる。

生活保護法改正案は、不正受給に対する罰則を「3年以下の懲役または100万円以下の罰金」に引き上げたほか、不正分の返還金にペナルティとして4割を加算できるようにした。

福祉事務所が必要と判断した場合、受給者を扶養できないという親族に理由の報告を求める。就労を促すため、受給者が働いて得た収入を積み立て、保護から脱却した後

に支給する「就労自立給付金」を創設する。

生活保護の申請時に、受給者本人の資産や収入

を書き込んだ書類の提出を求めた。これに対し、受給者の支援団体などは「申請手続きの厳格化につな

労就者保護生活 6ヵ月集中支援

厚労省、基本方針を通知

厚生労働省は17日までに、生活保護受給者の就労を進めるため、受給から原則6ヵ月以内に集中的に支援するとの基本方針をまとめ、都道府県などに通知した。無職の期間が長くなると就職しにくい傾向があるため、早期の対応を強化する。

なかなか職が見つからない受給者には、職種や就業場所の希望を変更して、

がる」と批判している。

自立支援法案では、生活保護に至らないよう、仕事と住居を失った人に家賃を補助する制度を恒久化する。自治体には、生活困窮者向けの相談窓口を設置する。

短時間、低賃金の仕事でもいったん職に就いてもらう方針で支援していく。

また受給者が家賃を滞納している場合、本人に代わって自治体の家賃を大家に納める「代理納付」を積極的に活用する方針も通知した。

受給者が医療機関にかかる際には価格が安いシエネリック医薬品（後発薬）の使用を原則とし、理由がないのに先発薬を希望すると、いったん処方した上で福祉事務所の指導対象にするよう求めた。

就労に役立つ資格を取得できる大学、専修学校、各種学校に子どもが進む場合の入学金に充てるため、生活保護世帯が保護